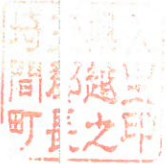


(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の  
運営等に関する協定書



埼玉西部環境保全組合（以下「甲」という。）、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町の1市3町（以下「乙」という。）並びに鳩山町泉井地区・上熊井地区の両地区（以下「丙」という。）は、甲が丙の地区内に建設する（仮称）鳩山新ごみ焼却施設（以下「施設」という。）の運営等に当たり、公害の発生を防止するとともに、地域環境の保全、地元の安心・安全の確保を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本協定は、地域住民の健康及び安全を確保するとともに、地域の生活環境の保全及び向上を図ることを目的とする。

### （基本理念）

第2条 甲は、施設の運営に当たり、周辺環境及び安全に配慮し、安定稼働の維持に努めなければならない。

### （法令等の遵守）

第3条 甲は、施設の運営に当たり、環境及び安全に関する法令並びにその他関係法令、規則及び本協定を遵守するものとする。

### （情報公開）

第4条 甲は、施設の年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績について、乙及び丙に報告するものとする。

2 甲は、前項の内容その他必要に応じて、施設の運営に係る情報を公開するものとする。

## 第2章 建設する焼却施設

### （施設計画）

第5条 甲は、施設の建設に当たっては、公害防止に優れた建物及び設備を整備するものとし、計画の概要は次のとおりとする。

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 名称     | (仮称) 鳩山新ごみ焼却施設  |
| (2) 建設地    | 鳩山町大字泉井・熊井地内  |
| (3) 敷地面積   | 約49,100平方メートル   |
| (4) 焼却処理方式 | 全連続燃焼式 回転ストーカ式焼却炉   |
| (5) 焼却炉の規模 | 焼却能力 65トン/日×2炉(130トン/日)   |
| (6) 施設の外観等 | 工場棟、煙突等は周辺の環境に調和したものとし、外観を考慮した植栽を行うとともに、敷地内には誰もが利用可能な共有スペースを整備する。 |

2 施設の各種機械は、原則として屋内に納め、騒音・振動対策を講ずるものとする。

- 3 調整池や排水路の整備に当たっては、安全管理面に配慮して事故防止に万全を期すものとする。
- 4 甲は、あらかじめ工事工程を書面により、乙及び丙に通知するものとする。

(公害防止装置等)

第6条 公害防止装置等の概要は、次のとおりとする。

(1) 排出ガス処理設備

- ア 有害ガス除去設備 (HCL・SOx・Hg) 乾式法
- イ 集じん装置 (ろ過式集じん器)
- ウ ダイオキシン類 (処理方式：ろ過式集じん器、粉末活性炭噴霧及び触媒分解方式)
- エ NOx 除去設備 (燃焼制御及び触媒脱硝方式)
- オ 排出ガスの測定及びデータ管理
- カ 拡散対策 煙突 (高さ59メートル)

(2) 洗車設備 (洗車場所、水洗、配管等)

(3) プラント排水系 (処理後再利用「無放流」)

(4) 生活排水 (浄化槽で処理後、放流)

(5) 悪臭防止装置 (自動扉、エアカーテン、脱臭装置)

(6) 排出ガス表示装置 (公害監視装置、所内の監視モニターを外来者用に設置)

(7) 焼却灰及び集じん灰の搬出時の飛散防止対策

(施設の管理運営)

第7条 甲は、次の各号を遵守し、施設を管理運営するものとする。

- (1) 施設の処理対象物 甲管内で発生した可燃系ごみとする。ただし、やむを得ず他地区で発生したごみを受入れざるを得ない場合は、あらかじめ乙及び丙に報告し、協議するものとする。

(2) 操業態様

- ア 燃焼温度 850℃から950℃とする。(定常運転時)
- イ 焼却灰熱灼減量 3%以下とする。
- ウ 搬入ごみの処理 全て建物内で行う。ただし、災害ごみの受入れ及び貯留については、この限りでない。
- エ 灰の処理 焼却灰及び薬剤による安定化処理後の集じん灰 (飛灰処理物)は資源化処理委託及び埋立処分委託の併用方式とする。
- オ 非常時の措置 非常時における対策計画は、甲、丙及び鳩山町が協議の上、施設稼働前までに作成する。
- カ ごみ収集車の管理 汚水の垂れ流し防止及び清潔を保つため、随時洗車するものとする。

- 2 甲は、施設の運営に伴う地域住民の不安を解消するため、第三者による外部監査を実施する。その方法については、甲及び丙が協議する。

### 第3章 環境管理及び保全対策

#### (公害対策)

第8条 甲は、次の各号を遵守し、公害防止について最善の対策を講ずるものとする。

- (1) 排ガス基準値 排ガスは大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める規制基準値以下とするとともに、別表1に定める自主基準値以下とする。なお、連続測定を行うものについては、1時間あたりの平均濃度を用いて基準への適否を評価する。
- (2) 排水基準値 プラント排水は循環再利用することとし、外部には放流しない。生活排水は合併処理浄化槽による処理を行った後に、放流するものとし、合併処理浄化槽及び調整池からの排水については、水質汚濁防止法に定める別表2及び別表3の法基準値を超える排水を排出しない。
- (3) 地下水対策 施設敷地内に非常用の井戸を設置し、毎年1回、別表4に定める水質検査を行うものとする。
- (4) 騒音・振動対策 埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準値及び別表5に定める自主基準値以下とする。
- (5) 悪臭対策 悪臭防止法に定める法基準値に準じるとともに、別表6に定める自主基準値以下とする。
- (6) 松葉調査 甲は、施設敷地内に測定分析用の黒松を植栽し、鳩山町は施設敷地外の測定分析用の黒松を植栽する。なお、鳩山町が当該黒松のダイオキシン類濃度の測定分析調査を実施するものとする。

#### (基準値を超える場合の措置)

第9条 甲は、法基準値や自主基準値を超えた場合、業務マニュアルに従い、速やかに焼却炉を停止するとともに、原因を究明して解消対策等を丙に報告するものとする。また、それぞれの基準値を超えるおそれのある場合（定常運転時における瞬時値も考慮するものとする。）は、甲は自主的又は丙の要請により、ごみ焼却量の削減及び操業停止等の必要な措置に向けた検討を行う。

#### (法基準値が見直された場合の措置)

第10条 別表1から別表6に示した法基準値が見直され、自主基準値を下回った場合は、甲及び丙が協議の上、自主基準値も見直すものとする。

#### (放射性物質汚染廃棄物に関する措置)

第11条 甲は、施設の稼働に際し、放射性物質汚染廃棄物に関する措置を講ずるものとする。

(公害監視体制)

第12条 丙が、施設の操業状況、公害対策の実施状況及び自主基準値に定める項目の測定結果等の公表を求めたときは、甲は、これに応じなければならない。

2 甲は、運転データを毎月ホームページに公表するものとする。なお、連続測定データ以外の計測値は、結果が判明次第、速やかにホームページに公表する。

3 甲は、稼働後の周辺環境調査を丙と協議の上、実施する。

4 甲は、焼却対象ごみの組成分析及び自主基準値に定められた項目の調査を国の定める実施方法に基づき、毎年実施する。

(公害監視委員会)

第13条 施設の操業等を監視する組織である公害監視委員会の設置等については、甲及び丙が協議の上、別途規定する。

#### 第4章 施設稼働期間及び次期ごみ処理施設計画

(稼働期間)

第14条 施設の稼働期間は、最長30年(2022年10月1日から2052年9月30日まで。ただし、稼働開始日が変更となった場合、当該稼働開始日を基準として30年後までとする。)とする。なお、稼働期間の延長の協議はしない。

(次期ごみ処理施設計画)

第15条 甲は、施設稼働開始後、直ちに次期施設建設についての用地選定及び建設計画の策定に着手し、稼働開始から15年までに次期施設建設用地を決定する。また、その過程の詳細を毎年丙に報告するものとし、施設の廃止に支障のないようにする。

(稼働後の維持管理・改修)

第16条 甲は、設備保全計画を作成し、稼働期間開始から15年間における丙の地域の生活環境の状況(「(仮称)鳩山新ごみ焼却施設の設置に係る生活環境影響調査(平成27年11月)」の検証)、施設の運転管理状況及び耐用状況等について丙及び鳩山町と協議を行い、必要に応じて施設の改修に取り組むものとする。

#### 第5章 地元対策及び跡地活用

(地元対策費及びその活用)

第17条 甲は、施設整備に伴い、丙の区域住民の生活、住環境、コミュニティの活性化、地域振興等に要する費用として、地元対策費(8億円を上限とする。ただし、施設の建設に伴い甲が自ら実施すべき事業を鳩山町が代替して実施する場合、当該事業費は8億円に含まないものとする。)を交付するものとする。

2 地元対策費は、前項に掲げた事業にのみ活用できるものとし、それ以外の目的に

使用してはならない。

- 3 その他、事業の具体的実施に当たっては、丙及び鳩山町の協議により決定する。
- 4 丙及び鳩山町は、地元対策事業との効果的な連携を図り、地域活性化事業に積極的に取り組むものとする。

#### (跡地活用の推進)

- 第 18 条 甲は、稼働期間終了後、おおむね 2 年以内に施設の撤去工事に着手し、土壌汚染調査等が全て完了した時点で、施設用地を鳩山町に譲渡しなければならない。
- 2 鳩山町は、施設稼働開始後、跡地取得に必要な財政措置を速やかに講ずるものとする。

## 第 6 章 その他

#### (丙の区域内への嫌悪施設の設置)

- 第 19 条 甲は、丙の区域に永久に嫌悪施設を建設してはならない。

#### (施設への立入)

- 第 20 条 甲は、丙による施設の立入りについて、施設管理上支障がないときは、これを認めるものとする。

#### (苦情処理)

- 第 21 条 甲は、施設の稼働に際し、地域住民から苦情があった場合は、速やかに確認し、その原因を究明するなど、個別具体的に対処するものとする。
- 2 甲は、前項の対応について、第 13 条に定める公害監視委員会に速やかに報告するものとする。

#### (住民等への啓発)

- 第 22 条 甲及び乙は、ごみの減量化、再資源化及び分別収集の徹底を図るため、住民等に対する啓発を計画的に行い、そのための施策を講ずるものとする。

#### (住民等に対する補償)

- 第 23 条 施設の建設及び操業に伴い、甲の責に帰すべき事由により丙の住民、農作物等に損害を与えたときは、甲は、誠意をもってこれを補償するとともに、速やかに損害の発生を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の規定については、施設廃止後においても同様とする。

#### (協議)

- 第 24 条 この協定に定めのない事項又はこの協定についての変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。ただし、第 14 条の規定は、適用を除外するものとする。

附 則

本協定の締結後に、甲及び丙の改組等により当事者に変更があった場合は、それぞれにおいて承継した者を当事者とする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、甲、乙及び丙の署名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成30年8月5日

甲 埼玉西部環境保全組合

管理者

齊藤芳久



乙 鶴ヶ島市長

齊藤芳久



毛呂山町長

井上健次



鳩山町長

小峰孝雄



越生町長

新井雄啓



丙 鳩山町泉井地区

区長

大江浩太郎



鳩山町上熊井地区

区長

小久保光男





## 第8条（公害対策関連）

### 別表1（排ガス基準値）

項	目	自主基準値	法基準値	摘要（根拠法令等）	
ばい煙	ばいじん ※1	g/ m <sup>3</sup> N	0.01 以下	0.08 以下	大気汚染防止法
	硫黄酸化物 ※1	ppm	25 以下	7,720 K値規制 17.5 ※2	〃
	窒素酸化物 ※1	ppm	50 以下	250 以下	〃
	塩化水素 ※1	ppm	30 以下	430 以下	〃
	水銀 ※1	mg/ m <sup>3</sup> N	0.03 以下	0.03 以下	〃
	ダイオキシン類濃度 ※1	ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N	0.01 以下	1 以下	ダイオキシン類対策特別措置法

※1 酸素濃度は12%換算による。

※2 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の排出基準値は、排出口の高さや排出ガスの速度、温度を含めた計算式によって定められます。K値はその係数で、汚染の実情に応じて地域ごとに定められており、建設計画地の地域は K=17.5 に定められています。この値に基づき硫黄酸化物の許容濃度を算出すると、約7,720 ppmになりますが、自主基準値では25 ppm以下とします。

### 別表2（排水基準値）

項	目	自主基準値	法基準値	摘要
排水	プラント排水（処理後、循環再利用）	無放流	無放流	—
	生活排水（浄化槽処理後、放流）	pH 5.8～8.6 BOD 20 mg/L 以下	pH 5.8～8.6 BOD 160 mg/L 以下	水質汚濁防止法・浄化槽法
	雨水（調整池を経て放流）	—	—	—

### 別表3（有害物質に係る排水基準値）

項	目	法基準値	摘要
	カドミウム及びその化合物	mg/L	カドミウムとして 0.03 以下
	シアン化合物	mg/L	シアンとして 1 以下
	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/L	1 以下
	鉛及びその化合物	mg/L	鉛として 0.1 以下
	六価クロム化合物	mg/L	六価クロムとして 0.5 以下
	砒素及びその化合物	mg/L	砒素として 0.1 以下 (備考1)
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	水銀として 0.005 以下

	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと (備考2)	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003 以下	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	
	ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	
	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	
	チラウム	mg/L	0.06 以下	
	シマジン	mg/L	0.03 以下	
	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	
	ベンゼン	mg/L	0.1 以下	
	セレン及びその化合物	mg/L	セレンとして 0.1 以下	
	ほう素及びその化合物	mg/L	10 以下	
	ふっ素及びその化合物	mg/L	8 以下	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素として 100 以下	
	塩化ビニルモノマー	mg/L	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	

備考

1. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
2. 「検出されないこと」とは、排水基準に定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合、又は水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法に基づき特定地下浸透水を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表3 (一般項目(有害物質以外の項目)に係る排水基準値)

項	目	法基準値	摘 要
水素イオン濃度 (備考3,4)	pH	5.8以上8.6以下	
生物学的酸素要求量 (備考5)	mg/L	25(日間平均20)以下	※県条例による上乘せ
化学的酸素要求量 (備考5)	mg/L	160(日間平均120)以下	
浮遊物質	mg/L	60(日間平均50)以下	※県条例による上乘せ
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5以下	
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下	
フェノール類含有量	mg/L	1以下	※県条例による上乘せ
銅含有量 (備考4)	mg/L	3以下	
亜鉛含有量 (備考4)	mg/L	2以下	
溶解性鉄含有量 (備考3,4)	mg/L	10以下	
溶解性マンガン含有量 (備考4)	mg/L	10以下	
クロム含有量 (備考4)	mg/L	2以下	
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均3,000以下	
窒素含有量 (備考6)	mg/L	120(日間平均60)以下	
燐含有量 (備考7)	mg/L	16(日間平均8)以下	

## 備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が10 m<sup>3</sup>以上(窒素含有量及び燐含有量については50 m<sup>3</sup>以上)である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす海域(湖沼であって水の水素イオ

ン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

(湖沼：小曲ダム貯水池、境浦ダム貯水池、時雨ダム貯水池、乳房ダム貯水池、 海域：東京湾)

7. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

(湖沼：小曲ダム貯水池、境浦ダム貯水池、時雨ダム貯水池、乳房ダム貯水池、村山下ダム貯水池 (多摩湖)、村山上ダム貯水池 (多摩湖)、小河内ダム貯水池 (奥多摩湖)、連珠ダム貯水池 海域：東京湾)

※上乘せ：水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、排水基準を定める条例

別表 4 (地下水基準値)

項	目	法基準値	摘 要
	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下	
	大腸菌	検出されないこと	
	カドミウム及びその化合物	mg/L カドミウムの量に関して 0.003 以下	
	水銀及びその化合物	mg/L 水銀の量に関して 0.0005 以下	
	セレン及びその化合物	mg/L セレンの量に関して 0.01 以下	
	鉛及びその化合物	mg/L 鉛の量に関して 0.01 以下	
	砒素及びその化合物	mg/L 砒素の量に関して 0.01 以下	
	六価クロム化合物	mg/L 六価クロムの量に関して 0.05 以下	
	亜硝酸態窒素	mg/L 0.04 以下	
	シアン化合物イオン及び塩化シアン	mg/L シアンの量に関して 0.01 以下	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L 10 以下	
	ふっ素及びその化合物	mg/L ふっ素の量に関して 0.8 以下	
	ホウ素及びその化合物	mg/L ホウ素の量に関して 1 以下	
	四塩化炭素	mg/L 0.002 以下	
	1,4-ジオキサン	mg/L 0.05 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.04 以下	
	ジクロロメタン	mg/L 0.02 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/L 0.01 以下	

トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	
ベンゼン	mg/L	0.01 以下	
塩素酸	mg/L	0.6 以下	
クロロ酢酸	mg/L	0.02 以下	
クロロホルム	mg/L	0.06 以下	
ジクロロ酢酸	mg/L	0.03 以下	
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1 以下	
臭素酸	mg/L	0.01 以下	
総トリハロメタン	mg/L	0.1 以下	
トリクロロ酢酸	mg/L	0.03 以下	
ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03 以下	
ブロモホルム	mg/L	0.09 以下	
ホルムアルデヒド	mg/L	0.08 以下	
亜鉛及びその化合物	mg/L	亜鉛の量に関して 1 以下	
アルミニウム及びその化合物	mg/L	アルミニウムの量に関して 0.2 以下	
鉄及びその化合物	mg/L	鉄の量に関して 0.3 以下	
銅及びその化合物	mg/L	銅の量に関して 1 以下	
ナトリウム及びその化合物	mg/L	ナトリウムの量に関して 200 以下	
マンガン及びその化合物	mg/L	マンガンの量に関して 0.05 以下	
塩化物イオン	mg/L	200 以下	
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	300 以下	
蒸発残留物	mg/L	500 以下	
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2 以下	
ジェオスミン	mg/L	0.00001 以下	
2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001 以下	
非イオン界面活性剤	mg/L	0.02 以下	
フェノール類	mg/L	フェノール類の量に換算して 0.005 以下	
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/L	3 以下	
pH 値		5.8 以上 8.6 以下	
味		異常でないこと	
臭気		異常でないこと	
色度		5 度以下	
濁度		2 度以下	

別表5 (騒音、振動基準値)

項	目	自主基準値	法基準値	摘要
騒音	朝 (6:00～8:00) デシベル	50 以下	50 以下	騒音規制法 埼玉県生活環境保全条例
	昼 (8:00～19:00) デシベル	55 以下	55 以下	〃
	夕 (19:00～22:00) デシベル	50 以下	50 以下	〃
	夜 (22:00～6:00) デシベル	45 以下	45 以下	〃
振動	昼間 (8:00～19:00) デシベル	60 以下	60 以下	振動規制法 埼玉県生活環境保全条例
	夜間 (19:00～8:00) デシベル	55 以下	55 以下	〃

別表6 (悪臭基準値)

項	目	自主基準値	法基準値	摘要
悪臭	敷地境界の基準 臭気指数	18 以下 B 区域(農業振興地域)の基準を準用 ※1	鳩山町は規制地域に指定されていない	悪臭防止法
	排出口の基準	悪臭防止法第4条第2項第(2)号の環境省令で定める方法で算出した値以下	鳩山町は規制地域に指定されていない	〃
	排出水の基準	悪臭防止法第4条第2項第(3)号の環境省令で定める方法で算出した値以下	鳩山町は規制地域に指定されていない	〃

※1 ただし、敷地境界における臭気指数の測定結果が 15 以上であった場合は、臭気の原因を調査する。

